項目	地域			忠 岡 町	(開発及び建築行	「為に関す	る指導	要綱)	
適用範囲		1. 開発規模が300㎡以上のもの(自己用住宅を除く) 2. 2戸以上の建築行為 3. 高さ10m以上の建物							
宅地事業計画		1戸当たり敷地規模最低基準							
		/ / -		量住宅・共同住宅 単身者・少人数世帯住宅 住居の専用面積) (1住居の専有面積) (1) (1 住居の専有面積) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)					
		8 0 m²		5 0 m ²		2 5 m²			
協議・協定		都市計画法等の法令に基づく許認可の申請前にあらかじめ町長に申し出て要綱に定める各次項について協議、承認を受けること。							
	・公益施 負担	50戸以上の住宅を建築する場合は集会所を設置し、構造・規模は町長と協議し、事業完了後は所有権を町に無償譲渡する こと。 ただし、共同住宅等を建築する場合は、事業主又は管理組合の管理とする。							
	道路	路 1. 開発道路及び接続道路の整備は、町の道路計画に適合させ事業完了後、町に無償譲渡すること。 2. 幅員が4m未満の接続道路については道路後退整備の上、町に無償譲渡すること。 3. 道路幅員(L型側溝を含む全幅員) ※() 内の数字は開発区域内の街区間(小区間)の通行のみに供する部分							
公									
共 •		3. 追路幅負 (L型側) 事業規模 1,000	· · · ·) 内の数字は開発 2,000㎡未満	区域円の街 3,000m		小区間)の通行のみに 5,000㎡以上	- 供する部分
公		事未然换 1,000	, 1117/<4/mj	2,000㎡未満	3,000㎡未満	5, 000 m		10,000㎡未満	1 11 4 5/1
益		道 路 5.0r	n以上	5. 5以上	6.0m以上	6. 5 m 🗓	以上	7.0m以上	別途協議
施設				(5.0m以上)	(5.0m以上)	(5. 0 m)	以上)	(5.0m以上)	
	上・下水	2.20戸以上の建物1戸当たり3㎡ 3.前各号のいずれか面積の大きい方を適用。 4.1戸建て分譲の場合、別に定める整備を行い事業完了後、町に無償譲渡すること。 5.長屋住宅又は共同住宅並びに単身者住宅又は寮を建築する場合、事業完了後は事業主において管理を行い用途の変更は行わないこと。 * 1.上・下水道は上・下水道計画に適合する計画とし、水道工事方法及び費用負担等は水道管理者と協議の上、施工すること。							
	道	2. 発区域内外に設置する排水施設は、忠岡町下水道条例の基準によること。 3. 区域内外に設置する排水の新設、改良、廃止する水路等は別途水路管理者及び水利関係団体長の同意を得て町長と協議のうえ施工すること。							
	消防施設	防水利施設、設置については忠岡町消防本部の指示により、消火栓・貯水槽を必要な箇所に設置すること。							
	小学校 中学校 幼稚園 保育園								
	し尿処 理施設	取方式、浄化槽方式、下水道方式。							
公害対策		業主において工事に伴う公害、その他開発事業に起因する公害を防止する措置を講じるとともにこれらの公害が発生した場合は適切な措置を取り、その補償等一切の責任を負うこと。							
-	財の保護	1.駐車場 ①1戸建住宅 1戸当たり1台 ②長屋住宅・共同住宅・単身者住宅・寮 1戸当たり 0.5台							
その他の措置		1. 駐車場 ①1 戸建住宅 1 戸当たり1日 ②長屋住宅・共同住宅・単身有住宅・景 1 戸当たり 0. 3日 2. 駐輪場 ①長屋住宅・共同住宅1 戸当たり 2 台 ②単身者住宅・寮 1 戸当たり 1 台 3. 電波障害等の防止に必要な措置を講ずること。 4. 要綱に従わない者には遵守するよう勧告する。勧告に従わない場合は、行政指導の事実等を公表。							
施行		昭和 50 年 5 月 1 日施 平成元年 10 月 1 日改							